

第1節 大竹市環境基本計画

(以下、「環境基本計画」という。)

1 環境基本計画の策定

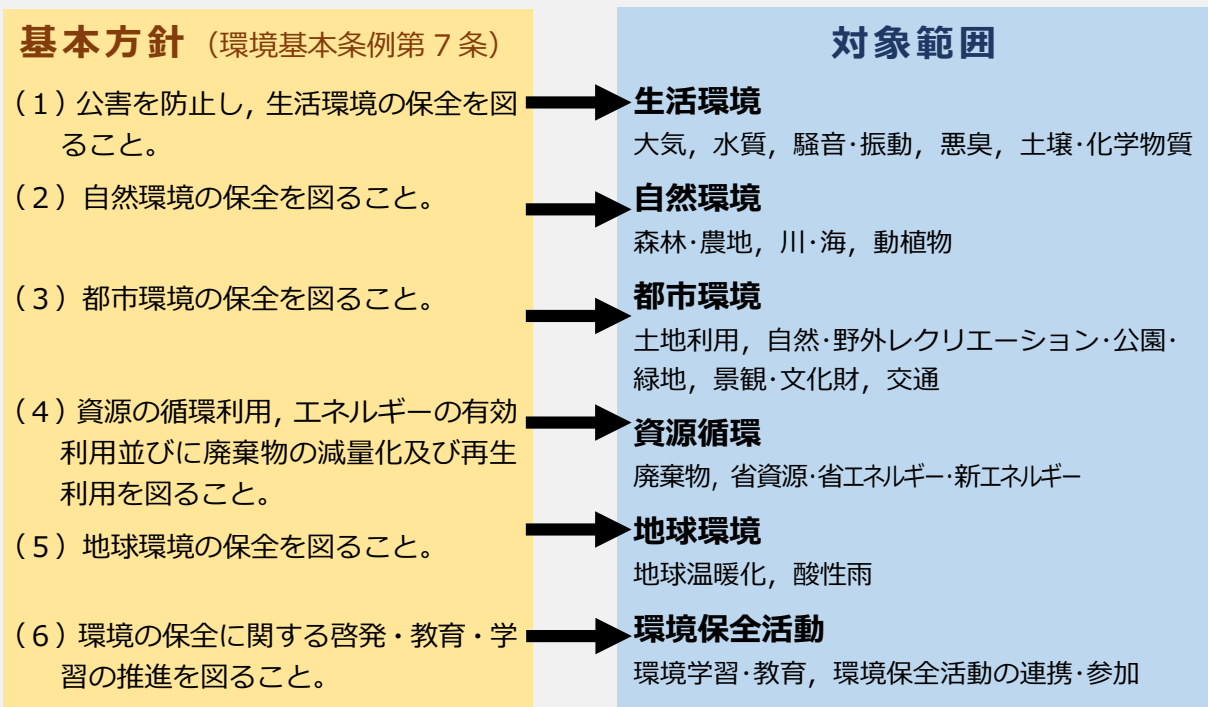
環境基本計画は、平成22(2010)年3月に制定した大竹市環境基本条例(以下、「環境基本条例」という。)第8条の規定に基づいて、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推

進するため、平成23(2011)年3月に策定しました。

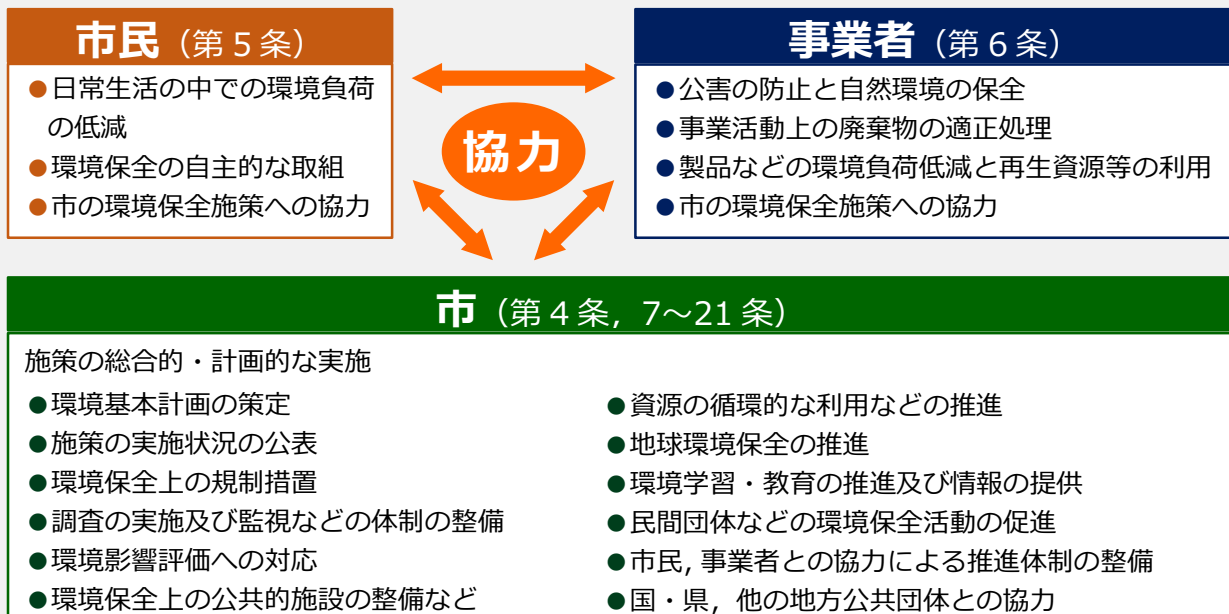
(1) 目的

環境基本計画は、環境基本条例の基本理念をもとに、市民(市民団体を含む。)、事業者、市が互いに協力しながら、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的にしています。

環境計画の対象範囲



環境基本条例に定める各主体の責務



(2) 期間

環境基本計画の期間は、平成 23(2011)年度から令和 2(2020)年度までの 10 年間で、必要に応じて見直すことにしています。

(3) 対象範囲

環境基本計画は、環境基本条例第 7 条に掲げる基本方針に基づき、生活を取り巻く身近な環境から地球規模の環境までを対象範囲としています。

(4) 推進主体と責務

環境基本計画の推進主体は、市民・事業者・市であり、各主体は環境基本条例に基づいて環境保全、環境負荷の低減に努める責務を負っています。

2 施策の体系

将来の大竹市のあるべき環境の姿として、環境基本計画の中で、望ましい環境像を「人・産業・自然 環境共生都市おおたけ～みんなでつくる快適なまちを目指して～」と定めています。これを実現するために、5つの基本目標及びこ

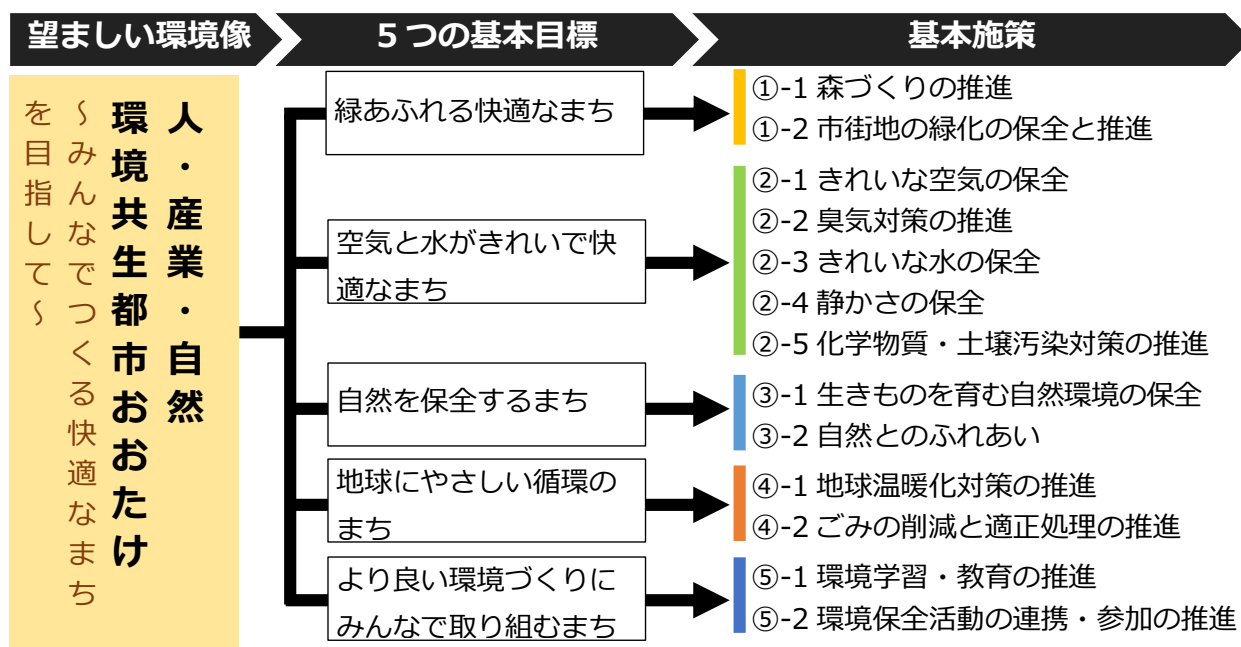
れらの基本目標を達成するための基本施策並びに5つの重点施策(重点プロジェクト)を設定しています。

3 環境基本計画の見直し

計画期間の5年目に当たる平成 27(2015)年度に5つの重点施策(重点プロジェクト)について中間評価を行い、平成 28(2016)年 10 月に環境基本計画の一部を変更し、「中間評価に基づく大竹市環境基本計画の変更計画」として公表しました。

具体的には、より効率的、効果的な取組により施策を推進する観点から、5つの重点施策(重点プロジェクト)に優先順位を設け、併せて現環境基本計画の上位計画である「第五次大竹市総合計画(わがまちプラン)」の後期計画との整合性を図るための変更を行いました。

また、関係法令の改正、あるいは「第五次大竹市総合計画(わがまちプラン)」の後期基本計画の策定等に伴い、各基本施策に掲げる目標の一部を変更しています。



5つの重点施策 重点プロジェクト

- 優先順位 1 情報発信プロジェクト (情報発信)
- 優先順位 2 環境パートナーシッププロジェクト (連携)
- 優先順位 3 不法投棄・ポイ捨て防止プロジェクト (環境美化)
- 優先順位 4 花いっぱい運動プロジェクト (環境美化)
- 優先順位 5 臭気対策検討プロジェクト (臭い)

第2節 施策の推進状況

環境基本計画に基づく施策は平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までの10年間で実施します。

1 基本目標と基本施策

基本目標①—緑あふれる快適なまち

基本施策①—1：森づくりの推進

▼取組の方針

- ① 森林資源の維持推進や林業生産基盤の整備などの推進による林業振興（森林の保育管理の推進）
- ② 森林のもつ保健休養・水源かん養機能を活用して都市と農山村との交流を促進し、森林空間の多目的な活用を図る。（市民参加による森づくりの推進）



▼目標と実施状況

指 標	平成 21 年度 [基準値]	平成 30 年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
間伐実施面積	6.7ha	7.3ha	6.7ha

基本施策①—2：市街地の緑化の保全と推進

▼取組の方針

- ① 市民ニーズに沿って、多様で安心・安全な公園を計画的に整備する。
- ② 市民・事業者・市が一体となって緑地の保全と緑化を促進する。



▼目標と実施状況

指 標	平成 21 年度 [基準値]	平成 30 年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
住民 1 人あたりの 都市公園面積	10 m ²	11 m ²	11 m ²
公園環境美化推進事業への 協力自治会の割合	100%	100%	100%



基本目標②－空気と水がきれいで快適なまち

基本施策②－ 1：きれいな空気の保全

▼取組の方針

- ① 自動車から排出されるガスによる大気汚染の防止
- ② 工場・事業場などによる大気汚染の防止



▼目標と実施状況

指 標	平成 21 年度 [基準値]	平成 30 年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
光化学オキシダントの 発生数※1	123 日	79 日	改善

※1 昼間 1 時間値が環境基準値 0.06ppm を超える日数

基本施策②－ 2：臭気対策の推進

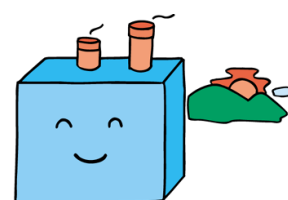
▼取組の方針

- ① 臭気対策の徹底と強化

▼目標と実施状況

指 標	平成 21 年度 [基準値]	平成 30 年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
規制基準値等の 超過検体数※1	5 検体(法) 9 検体(要綱)	調査なし	改善(法) 改善(要綱)
悪臭苦情件数	1 件	2 件	改善

※1 悪臭防止法に基づく悪臭の規制に関する基準及び大竹市悪臭公害防止対策指導要綱の規制基準値



基本施策②－ 3：きれいな水の保全

▼取組の方針

- ① 生活排水対策による継続的な環境負荷の低減
- ② 工場・事業場排水対策による継続的な環境負荷の低減

▼目標と実施状況

指 標	平成 21 年度 [基準値]	平成 30 年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
環境基準達成率(河川)	BOD 100%※1	BOD 100%	現状維持
環境基準達成率(海域)	COD 0%※1	COD 17%	改善
	T-P 100%※1	T-P 100%	現状維持
	T-N 100%※1	T-N 100%	現状維持
環境基準達成率(湖沼)	COD 0%※1	COD 100%	改善
	T-P 0%※1	T-P 33%	
	T-N 0%※1	T-N 0%	
水質苦情件数	3 件	2 件	改善
下水道普及率 (面整備率)	89.9%	99.3%	96.6%

※1 平成 20 年度(2008)値



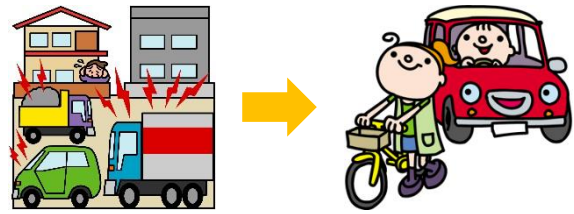
第2章 大竹市環境基本計画の実施状況

基本施策②-4：静かさを保全

▼取組の方針

- ① 道路交通騒音・振動の低減
- ② 事業活動などによる騒音・振動の低減

▼目標と実施状況



指 標	平成 21 年度 [基準値]	平成 30 年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
環境基準達成率 (道路交通騒音)	83%※1	75%※2	改善
騒音・振動の苦情件数	3 件	3 件	改善

※1 基準値 83% (平成 21 (2009) 年度 + 平成 22 年度 (2010) の平均値)
 ※2 平成 29 年度 (2017) + 平成 30 年度 (2018) の合計値

基本施策②-5：化学物質・土壌汚染対策の推進

※平成 28 年 10 月策定の「中間評価に基づく大竹市環境基本計画の変更計画」により目標値を変更

▼取組の方針

- ① 化学物質などによる汚染の防止

▼目標と実施状況



指 標	平成 21 年度 [基準値]	平成 30 年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
ダイオキシン類 環境基準達成率	100%	100%	現状維持
PRTR 対象物質排出量	347 トン※1	709 トン※1	1,175 トン より減少※2

※1 平成 20 (2008) 年度の排出量
 ※2 PRTR 法の改正 (H22. 4. 1 施行) に伴い、対象物質が従前の 354 物質から 108 物質追加され、462 物質に増加

基本目標③-自然を保全するまち

基本施策③-1：生きものを育む自然環境の保全

▼取組の方針

- ① 里地・里山などの保全
- ② 水辺の保全
- ③ 多様な生きものの保全

▼目標と実施状況



指 標	平成 21 年度 [基準値]	平成 30 年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
耕作放棄地面積	5.3ha	1.4ha	2.7ha
水辺の保全活動 (河川清掃, 海浜清掃等)	3 件	2 件	3 件以上

基本施策③-2：自然とのふれあい

▼取組の方針

- ① 自然観光資源の有効活用
- ② 自然体験学習機会の提供



▼目標と実施状況

指 標	平成 21 年度 [基準値]	平成 30 年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
自然体験学習会の開催	1 回	3 回	1 回以上

基本目標④-地球にやさしい循環のまち

基本施策④-1：地球温暖化対策の推進

※平成 28 年 10 月策定の「中間評価に基づく大竹市環境基本計画の変更計画」により目標値を変更

▼取組の方針

- ① 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減

▼目標と実施状況



指 標	平成 21 年度 [基準値]	平成 30 年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
地球温暖化対策の 目標値の設定	5,515 トン	5,338 トン	公共施設の温室効果ガス※ (二酸化炭素換算値) 排出量 2.5%以上削減

※1 公益事業である水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業は除いています。

基本施策④-2：ごみの削減と適正処理の推進

※平成 28 年 10 月策定の「中間評価に基づく大竹市環境基本計画の変更計画」により目標値を変更

▼取組の方針

- ① 二酸化炭素などの温室効果ガスの削減

▼目標と実施状況



指 標	平成 21 年度 [基準値]	平成 30 年度 [現況値]	令和 2 年度 [10 年後目標値]
家庭系ごみの 1 人 1 日排出量	719g	613g	591g
ごみのリサイクル率	65%	63%	68%以上

基本目標⑤ーより良い環境づくりにみんなで取り組むまち

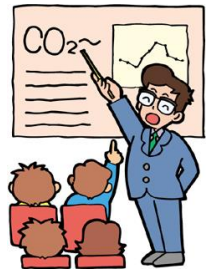
基本施策⑤-1：環境学習・教育の推進

※平成28年10月策定の「中間評価に基づく大竹市環境基本計画の変更計画」により目標値を変更

▼取組の方針

① 環境情報の提供と市民の関心度の向上

▼目標と実施状況



指 標	平成21年度 [基準値]	平成30年度 [現況値]	令和2年度 [10年後目標値]
環境学習会、 出前講座の開催	1回／年※1	3回／年	2回以上／年
環境学習・教育への 参加者（延人数）	37人／年※1	1,425人／年※2	660人以上／年

※1 平成22(2010)年度の値

※2 平成29(2017)年度から、コイ・こいフェスティバルでの出展を実施しているため、来場者数が多くなったもの。

基本施策⑤-2：環境保全活動の連携・参加の推進

▼取組の方針

① 環境保全活動の情報発信と各団体などへの活動支援

▼目標と実施状況

指 標	平成21年度 [基準値]	平成30年度 [現況値]	令和2年度 [10年後目標値]
各団体による 情報交換会などの開催	0回	0回	1回以上／年



第2章 大竹市環境基本計画の実施状況

(2) 優先順位2：環境パートナーシッププロジェクト

目 標	令和2(2020)年度までに市民・事業者・環境関係団体・教育機関・市の連携体制を確立します。					
施策の概要	<p>本プロジェクトは、本市の環境保全活動を積極的に推進していくため、市民、事業者、市が連携して取り組む体制を構築します。</p> <p>また、市内には、大竹市公衆衛生推進協議会、えこらいふ大竹、おおたけホテルを育てる会などの環境保全活動を行っている団体がありますが、各団体は個々で活動しており、団体間の連携や市との連携も少ない状況です。</p> <p>本市の環境保全にとって、より実効性の高い施策を推進する観点から、今回の見直しにより本重点施策（重点プロジェクト）を優先順位の上位に位置づけたところであり、今後、積極的に取組を進めます。</p> <p>このため、市が主体となり、市と各団体、学校と各団体、事業者と学校など、市民、事業者、環境関係団体、教育機関及び行政が相互に連携し、環境保全活動が積極的に展開できる仕組みを構築します。</p>					
取組計画	取 組	年 度				
		H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
	① 各団体と市の連携の場の構築	▶				
	② 事業者と市の連携の場	▶				
	③ 学校・公民館などへの情報の提供	▶				
④ 環境土前講座の講師登録制度の研究	▶					
実施状況	取組の内容	具体的な内容 (H30)				
	① 各団体と市の連携の場の構築					
	② 事業者と市の連携の場	工場及び事業所との連携による工場周辺一斉清掃活動の実施、環境連絡協議会への出席、コイ・こいフェスティバルにおいて協働によるコーナー出展				
	③ 学校・公民館などへの情報の提供	学校、公民館、自治会等へのチラシ、回覧等の配布による環境保全活動に関する情報の提供				
	④ 環境土前講座の講師登録制度の研究					



(3) 優先順位3：不法投棄・ポイ捨て防止プロジェクト

目 標	平成 21 (2009) 年度に 150 ヲ所あった不法投棄箇所を令和 2 (2020) 年度までに 30 ヲ所に削減します。				
施策の概要	<p>本プロジェクトでは、市内での不法投棄・ポイ捨ての撲滅を目指します。</p> <p>不法投棄の実態を巡回パトロールなどにより適確に把握し、地域や学校を通じ、また、ごみ収集カレンダーや市広報への掲載、ホームページの活用などで市民に広く周知することで、不法投棄されない環境づくりを整えます。</p> <p>また、不法投棄・ポイ捨て対策については、関係機関との連携が不可欠です。このため、大竹市自治会連合会、大竹警察署、大竹市公衆衛生推進協議会及び庁内関係部局で構成する「大竹市不法投棄対策連絡会」などを活用し、連携の強化を図ります。</p>				
取組計画	取 組	年 度			
		H28	H29	H30	H31 (R1) R2
	① 実態の把握	▶			
	② パトロールマニュアルの見直し及び充実	▶			
	③ 周知・啓発	▶			
	④ 巡回パトロールや監視の強化	▶			
	⑤ 関係機関との連携	▶			
	⑥ 市民監視員などとの連携の強化	▶			
	⑦ ポイ捨て条例の検討	▶			
実施状況	取組の内容	具体的な内容 (H30)			
	① 実態の把握				
	巡回パトロールによる市域内の不法投棄・ポイ捨てなどの状況の把握	不法投棄監視員が巡回パトロールを行い、調査後、投棄者が半明した場合、警察に通報			
	不法投棄・ポイ捨てマップ及び重点警戒区域の更新	不法投棄・ポイ捨てマップ及び重点警戒区域の更新			
	② 不法投棄巡回パトロールマニュアルの現状に即した効果的なマニュアルへの見直し及び充実	不法投棄巡回パトロールマニュアルの見直し及び充実			
	③ 周知・啓発	地域・学校などでの周知、市広報やホームページでの周知			
	④ 不法投棄の巡回パトロールや監視の強化	不法投棄が頻発する場所への不法投棄監視カメラの設置			
	⑤ 自治会・警察・公衆衛生推進協議会・庁内関係部局・県などとの連携	大竹市不法投棄対策連絡会、広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会による連携の強化			
	⑥ 自治会、公衆衛生推進協議会などによる市民監視員などとの連携の強化	公衆衛生推進協議会内の不法投棄防止専門委員会との不法投棄防止合同パトロールの実施			
	⑦ ポイ捨て条例の検討				



(5) 優先順位5：臭気対策検討プロジェクト

目 標	令和2(2020)年度までに臭気対策に対する方向性を確立します。				
施策の概要	<p>本プロジェクトは、市内で臭いを感じる場所や臭いの強さ・種類などの現況把握をはじめとして、他自治体における悪臭対策への取組状況の調査、専門家による意見などを参考に、臭気の解消、改善への最も効果的な方法などについて検討を進めます。</p> <p>その際、臭気対策検討会の設置の必要性、また臭気の解消・改善のための方法として、臭気指数規制の導入の是非や「大竹市悪臭公害防止対策指導要綱」の見直しの要否などについて検討し、具体的な方針を決定します。</p> <p>また、市民・事業所・市において、臭気対策に関する話し合いの機会を積極的に持つことで、臭気解消への連携した取組、併せて事業所独自の更なる取組を推進します。</p>				
取組計画	取 組	年 度			
		H28	H29	H30	H31 (R1)
	① 調査・研究				
	② 臭気対策検討会設置の必要性の検討				
	③ 臭気指数規制の導入の是非の検討				
	④ 「大竹市悪臭公害防止対策指導要綱」の見直しの要否の検討 ④ 市民・事業所・市の連携				
実施状況	取組の内容		具体的な内容 (H30)		
	① 調査・研究				
	環境監視パトロールによる市内の悪臭状況の把握				
	悪臭マップの作成				
	他自治体の臭気対策の取組の調査研究				
	専門家からの意見を聴取				
② 臭気対策検討会設置の必要性の検討		大竹市環境審議会内への臭気対策専門部会の設置を検討			
③ 臭気指数規制の導入の是非の検討					
④ 市民・事業所・市の連携					

